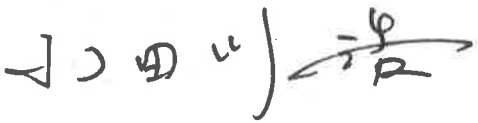




つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第 27 号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会委員会条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「議員は」の次に「、予算決算常任委員会の委員のほか」を加え、同条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 予算決算常任委員会 17 人 予算及び決算に関する事項

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。